

林業・木材産業循環成長対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業・木材産業の成長産業化を図るため、高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

3 利用対象者

林業を営む法人、森林組合等、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体、市町村

4 支援内容

○高性能林業機械等の整備

- (1) 対象経費：高性能林業機械の導入に要する経費
- (2) 補助率：1／3以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては4／10以内）
- (3) 補助上限額：機械ごとに設定あり

○木材加工流通施設等の整備

- (1) 対象経費：木材加工流通施設の整備に要する経費
- (2) 補助率：1／2以内（原木輸送用トラックの導入にあたっては、1／3以内）
- (3) 補助上限額：施設ごと設定あり

※その他、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備、なお、補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年度導入分の募集は終了しました。
※令和8年度導入分は令和7年7月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当又は各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

森林資源循環利用促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

民有林で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助します。

3 利用対象者

森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等）、その他知事が認める団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・伐採した木材を量的なまとまりをもってカスケード利用を行い、加工工場との協定に基づいて出荷を行う事業体
- ・民有林で発生する間伐材等（ただし、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、森林整備法人が管理する森林を除く）

1) ラミナ等利用促進事業

間伐材をラミナ、合板等の加工工場に出荷

2) バイオマス燃料利用促進事業

- ① 間伐材を熱利用目的の燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷
- ② 間伐材をバイオマス発電用チップ加工工場等に出荷
- ③ 森林経営計画に基づく伐採により生じた林地残材等の低質材を、燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

(2) 対象経費：間伐材等の木材加工工場への搬出、運搬に要する経費

(3) 補助率：定額（間伐材等の搬出・運搬経費とその売払価格の差額の内数）

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和7年5月下旬頃に公表済み)
- (2) 申請書類(様式)の入手方法：農林水産部森林ノミクス推進課
- (3) 申込み先：農林水産部森林ノミクス推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部森林ノミクス推進課
- (2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3217

広葉樹林健全化促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

ナラ枯れ被害木等を含む広葉樹を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ナラ枯れ被害が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
- ・ha当たり25m以上の搬出路が必要な条件不利地であること
- ・5ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
- ・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン等により実施すること

(2) 対象経費：伐採木の搬出利用

(3) 補助率：定額1,000円/m³以内

5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年4月上旬～

（募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課 023-621-8152（里山造林担当）

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1347（普及担当）

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053（里山造林担当）

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537（普及担当）